

3. まずは登録してみませんか？

この本人通知制度を利用する場合には、事前に登録をしていただく必要があります。津久見市で住民登録をしている人または、本籍がある人なら誰でも簡単に登録ができます。（※注1）

登録の手続きは、原則的に、ご本人が津久見市役所市民生活課または、保戸島、四浦および日代の各出張所の窓口におみえになる必要があります。（※注2）

なお、登録の手続きの際には、登録手続きをする人が当人であることを証する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証など官公庁が発行したもの）が必要になります。（※注3）

※注1 過去に津久見市に住民登録をしていたまたは、本籍があった人も登録が可能です。

※注2 同一世帯のご家族や同じ戸籍に記載されている人の代理登録は手続きをする当人が当人であることを証する書類があれば委任状なしで手続きができます。また、法定代理人や委任状による一般の代理人による登録も可能です。

※注3 法定代理人の場合には、その資格が証明できる書類、その他の代理人である場合には委任状が必要です。また、当人であることを証する書類はコピーをとらせていただきます。

4. 登録するとどうなるの？

～さらに詳しく～

あくまでもこの制度は、あなた以外の第三者があなたの戸籍情報が記載された住民票や戸籍などを取得した場合に、その事実を文書でああなたにお知らせする制度です。

よって、あなた以外の第三者への交付を拒むことができない、つまり、この登録は第三者への交付そのものを止めるための手続きではないことを、あらかじめご理解いただきたいのです。

さらに、あなたにお知らせする内容は、

① 交付した日付

② 文書の種類

③ 交付枚数

の3点に限られます。したがって、もし、あなたにお知らせが届いたときに、一番知りたいであろう「だれが？」は、残念ながらからお知らせすることができません。

現在の法律では、正当な理由があれば他人の戸籍や住民票を取得すること自体は合法であります。当然ですが取得した人の氏名等も津久見市が守るべき個人情報であり、善意の方が合法的に取得している可能性がある限り、この時点で「だれ

が？」はお知らせすることはできないのです。

また、除外規定として、国など公的機関が公務上の判定に伴う調査などに使用するために取得する場合や、刑事、民事および、行政の各訴訟の準備のために弁護士等が取得する場合には、お知らせそのものができません。

「それなら、こんな制度に意味があるの？」と疑問をもたれるのは当然だと思います。しかし、先にご案内した身元調査に関する一連の事件では、この通知制度があれば不正取得が防止できたといわれており、この制度の通知によって不正取得が発覚した事実が実際にあります。

したがって、津久見市ではこの本人通知制度が、不正取得を抑止することができると有効な手段であると考えています。

また、「だれが？」についても、別途「津久見市個人情報保護条例」に基づく開示請求も可能なこともあります。詳しくは、津久見市市民生活課までお問い合わせください。

●問い合わせ先

津久見市役所 市民生活課

☎ 82・4111（内線113・114）